

きゅうゆうせいほごほう

旧優生保護法 全国一斉電話相談

きゅうゆうせいほごほう

ゆうせいしゅじゅつ

旧優生保護法のもと、望まない優生手術

じんこうにんしんちゆうぜつ

・人工妊娠中絶を受けた方、そのご家族・ご友人または支援者の方へ

日時：平成30年5月21日（月）

午前10時～午後3時

電話：018-865-7131

（当日時間内限り）

ご本人の同意のないまま、あるいはご本人が気づかない間に、生殖機能を失わせる手術などが行われました。現在も体調不良や不妊の悩みを感じている方が全国にいらっしゃいます。

秋田県でもこの手術が実施されました。

被害の実態を把握するための電話相談を行います。

これまで抱えてこられた不安や悩みはありませんか。

弁護士がお話を伺います。

秋田弁護士会主催

お問い合わせ先：018-862-3770